

2025年度版 運行管理者基礎講習用テキスト 法令集貨物編 正誤表

	(誤)	(正)
15ページ 下段	<p>第23条の2（国土交通大臣による輸送の安全に関わる情報の公表）国土交通大臣は、毎年度、第22条の規定による命令に係る事項、前条の規定による届出に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。</p> <p>安全規則 <u>第47条の2</u></p>	<p>第23条の2（国土交通大臣による輸送の安全に関わる情報の公表）国土交通大臣は、毎年度、第22条の規定による命令に係る事項、前条の規定による届出に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。</p> <p>安全規則 <u>第62条</u></p>